

坂東市消防団長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公正で透明な消防団運営を推進するために、情報公開の一つとして、坂東市消防団長の交際費の支出に係る情報（以下「団長交際費」という。）を、坂東市ホームページにより公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 団長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日 団長交際費を支出した日
- (2) 支出区分 団長交際費支出基準に基づく区分
- (3) 支出金額 支出した団長交際費の額
- (4) 支出内容 支出した団長交際費の内容

(公表の時期及び方法)

第3条 団長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに坂東市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第4条 団長交際費の公表に当たっては、坂東市個人情報保護条例（平成17年坂東市条例第11号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

坂東市消防団長交際費支出基準

この基準は、団長が消防団運営のため、対外的な交際、折衝をする際に必要な経費として支出する交際費について、必要な事項を定める。

団長交際費の支出項目、支出範囲及び支出金額は、次のとおりとする。

支出区分	支 出 内 容	支 出 金 額	
弔慰	消防団と密接な関係のあるときは支出する。	本人	10,000 円
		親族	5,000 円
会費	会費を必要とする研修会、会合、懇談会等について支出する。	金額の指定があるものについては会費相当額、指定のないものについては 10,000 円を限度とする。	
慶祝	(1) 市民参加のスポーツ、文化・イベント等催事、記念式典及び祝賀会並びに市民にとって名誉となる行為、業績への壮途祝いについて支出する。	10,000 円を限度とする。	
	(2) 消防団と密接な関係があり、又は貢献のある者及びその親族の結婚式又は披露宴に参列する場合の祝儀として支出する。	20,000 円を限度とする。	
見舞	(1) 病氣見舞 消防団と密接な関係のある本人が原則として 14 日以上入院治療した場合に支出する。 (2) り災・災害見舞等	5,000 円	
賛助	各種団体の活動の趣旨・目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときは賛助会費として支出する。	5,000 円又は社会通念上認められる範囲内の額	
渉外	団運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要な PR 用特産物等の購入に要する費用	その都度協議	
その他	上記のいずれにも属さない場合で、団長が団運営上必要と認める場合	その都度協議	